

愛知県環境審議会水質・地盤環境部会（2021年度第2回）会議録

1 日時

令和4年2月16日（水）午後2時30分から午後4時10分まで

2 場所

愛知県環境調査センター 1階 第一会議室

3 出席者

（1）委員

【オンライン出席】

井上部会長、浅川委員、神谷委員、榊原委員、南委員、石附専門委員、神野専門委員、武田専門委員、田代専門委員、廣岡専門委員、宮崎専門委員、小林特別委員（代理：東海農政局農村振興部農村環境課長）、築島特別委員、豊島特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）、永家特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課長）、堀田特別委員（代理：中部地方整備局企画部企画課課長補佐）

（以上16名）

（2）事務局

【対面出席】

（愛知県環境局）小野技監、加藤環境政策部長

（水大気環境課）永井課長、原野担当課長、中原課長補佐、高橋課長補佐、大野室長補佐、後藤主任、城森主任、伊藤主任、内田主任

（環境調査センター）内藤水環境部長

（以上12名）

4 傍聴人等

傍聴人 なし

報道関係者 なし

5 議事

- ・会議録の署名について、井上部会長が神谷委員と南委員を指名した。

（1）審議事項

ア 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

- ・「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定（案）」に対する県民意見の概要と県の考え方

資料 1 - 1 について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【浅川委員】

1 番と 3 番の意見は、時間がかかりすぎているという点からの意見だが、可能なら、どれぐらいで類型指定するとか、どれくらい時間がかかるとか、そういったことを一言入れると意見を書いた方も納得されると感じたが、いかがか。

【事務局】

今のご意見は、底層溶存酸素量の三河湾における類型指定の時期等について、見込みでも記載した方が良いということによいか。

【浅川委員】

見込みというか、おおよそどれくらいかかるかの記載があると、意見を出された方も納得されると感じた。難しければその旨書けばよいと思うが。

【事務局】

基本的に県では、国の動向を参考に指定作業を進めている。今、国が各水域の底層溶存酸素量の指定を随時検討しており、それに合わせて県も検討している。具体的に目安となるような期間は、表現も含めて検討させていただきたい。

【榊原委員】

今の質問の後半部分、3 番が気になった。このコメントを出した方は、海域の類型指定がかなり遅いというところに強い意見があったと思う。国の動向を見て遅れてきたのか、意見にあったように 18 年も経ってやっと案ができたことについて、原因がはっきりしないと、このような類型指定をやっていくときに、指定の目的が達せられないのではないかと推測されてしまう。やはり海域の類型指定作業が遅れた原因を、県としてどう考えているか、コメントいただけると良いと思うが、どうか。

【事務局】

水生生物の類型指定について補足すると、パブリックコメントで頂いているように、確かに海域は類型ができてから 18 年経ってはいるが、その間、国で類型という枠組みが決まった後にどのように類型を指定していくかについて引き続き検討が続けられた。実際に国の類型指定が始まったのが、2007 年頃で、その後、全国で順次指定されていった。その中でも、河川・湖沼は、先に類型指定方針が定まり、順次指定されたが、海域の指定は河川・湖沼の後に始まっており、全国的に見ても遅れているのが現状である。

今回、県で、河川に対し海域の指定が遅くなったのは、河川は、国の類型指定方針が示された後に間を空けないように方針に則って指定を行ったが、海域は、その後さらに細かい指定の方針が示された。そこでは、水質の状況、この場合底層溶存酸素量や、ノンルフェノール、LAS といった新規追加物質などの状況を把握した上で、指定を行う方針となっていたため、まずはデータを集積させるところから取り組んだ。これらのデータが蓄積され、ようやく指定が行えているところである。

【井上部会長】

確認だが、海域の水質等を調べるように方針が示されたのは何年になるのか。

【事務局】

基本的な方針が最初に示されたのが 2006 年とされている。水質の把握についてはそこで示され、どのような水質を把握するかはさらに後ほど示された。正確な年代は今申し上げられないが、2010 年前後であったと記憶している。

【井上部会長】

2010 年前後に指針が示されてから、水質は何年間分のデータの蓄積が必要だったのか。

【事務局】

何年間分といったことまでは国は示していないが、類型には達成期間があり、その期間が目安となる。達成期間は 5 年単位で区切られており、5 年以内に達成や、5 年を超える期間で速やかに達成などの区分に分けられているため、5 年間の測定が一つの目安となると考えられる。

【井上部会長】

承知した。今の部分を整理すると、2010 年前後に指針ができ、それに基づいた水質データの蓄積に 5 年程度かかるため、2017～2018 年頃となり、その後、実際の当てはめ等を検討して今回の指定に至ったという時間の流れでよいか。

【事務局】

そのような認識で間違いはない。

【井上部会長】

それならば、その時間の流れがわかるように 3 番に書いた方が良いと思うが、いかがか。

【事務局】

承知した。もう少し細かな年代や考え方、流れについて記載させていただく。

【南委員】

6番で、「A-6の1地点だと少なすぎるのでA-11やA-13を追加すべきである」という意見に対し「A-11とA-13は補助点となる」という回答だが、これは、補助点なのでA-11とA-13は環境基準点にはできないということなのか。後段では河川の影響が無いところを選んでいと書いてある。そうするとA-11、A-13は河川の影響の有無が不明瞭に思われたが、いかがか。

【事務局】

A-11とA-13は、全窒素、全りん等に対する類型と、COD等に対する類型の補助点である。これは、海域の地点としての代表性を重視し、河川の影響を強く受けている地点は環境基準点とせず、補助点としているためである。河川の影響の度合いは、全窒素・全りんの環境基準点を県が定めた1995年7月当時に、海域の塩分濃度と近傍の河川の塩分濃度を比較し、海域の塩分濃度の中で河川の方の塩分濃度に近い傾向を示した地点を補助点としたといういきさつがある。

水生生物の保全に関する類型では、A-6を環境基準点の案として示し、それが少ないということでご意見をいただいたが、前回の部会でお示した環境基準点の考え方のおり、全窒素・全りん、CODと同様、海域の代表地点としてはふさわしくないという考えから、A-6のみを環境基準点としている。

【南委員】

増やすべきという意見に対してA-11、A-13は適さないとなると、県としてはA-6で十分ということか。そうすると、この意見に対して答え方が不明瞭だと思った。

【事務局】

A-6地点が、1地点でこの海域を十分代表できるものであるということをお細かく述べた方がよいということか。

【南委員】

そのあたりを書いてもらえると、A-6で良いと納得されるのではないかと思う。

【事務局】

その点については、表現を検討させていただく。

【井上部会長】

この文章だけでは、A-11 と A-13 が流入河川の影響を受けていることが示されていないのでわからない。A-11 と A-13 が河川の影響を受けている地点であるため、補助点としているということを示していただきたい。もう 1 点質問だが、今回の水生生物の種類指定の環境基準点は A-6 だが、A-11 と A-13 は今回の指定の補助点になるのか。

【事務局】

A-11 と A-13 は、水生生物の種類でも補助点として測定を行う地点となる。

【井上部会長】

それならば、A-11 と A-13 は河川の影響を受けて塩分濃度が低いため、補助点として測定することも追記した方が丁寧な回答になると思うが、追記は可能か。

【事務局】

表現を検討させていただく。

- ・水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について（案）
資料 1 - 2 について、事務局から説明があった。

< 質疑応答 >

【宮崎専門委員】

今回、各海域の水深が異なる場所で調査が必要になると思うが、例えば、亜鉛は表層は濃度が低く、水深が増すと濃くなるというプロファイルである。採水深度は報告案に明記されているか。同じ深度で採水するのか、水深によって変えるのか。

【事務局】

全亜鉛の採水深度について、報告案に記載は無いが、実際の全亜鉛の採水は、海域では表層が基本となっている。深度が 5m 以深の場所については、中層として 5m、さらに深いところでは底層付近での採水を実施している。

【宮崎専門委員】

各地点で各層の数値が合わさったデータとなるのか。平均値となるのか。

【事務局】

環境基準の達成・非達成の評価をする時の数値の取扱いということだと、環境基準の達成評価は、各地点の年平均値で行うことを国が定めている。また、年平均値を出す際に、各層個別の測定値をどのように扱うかだが、国の処理基準に倣い、表層の値をもって環境基準の

達成・非達成を評価することとしている。

イ 水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について

資料2について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【井上部会長】

りんの値が8次総量削減計画の値を達成できなかったのは、畜産排水が増加したためということだった。今回、りんが実績から0.1トン/日下回る目標だが、達成可能なのか。

【事務局】

8次総量削減計画で達成できなかったりんは、同計画期間中に0.1トン/日削減できており、今後も8次の削減対策を継続することで削減可能と見込んでいる。畜産排水に関しては、今後も畜産頭数が増加し、その分負荷量も増加すると見込まれるが、下水道の普及や生活排水系での削減により、総量としては削減が見込めると考えている。

【廣岡専門委員】

目標達成のための方途で、8次の取組を継続することとなっている。複数の取組を行っているが、コスト面含め、何に力を入れるか考えられているのか。また、既に削減が進んでいる部門では、これ以上削減が難しいといったことも起こりうるが、そういった見込みは計算されているのか。

【事務局】

部門ごとの対策については、今後詳細に議論していくところだが、一番削減効果が高いのは、下水道の普及であると考えている。これ以上削減が難しい部門については、現状の処理水準を維持することで、バランスをとっていく。

【井上部会長】

資料2-4の3ページの表で、C値の設定が3つに区分されているが、排水水質の実態が上限値を上回っている業種はどの程度あるのか。

【事務局】

排水水質の実態が上限値を上回っている業種の詳細は、今回調査を実施していないため明示できないが、例えば畜産系の事業場では上限値を上回っている実態が見られる。

【井上部会長】

この上限値を上回るということは、第 8 次の前から C 値の上限・下限が変わっていないとなると、改善されていないことになるのか。

【事務局】

ご指摘のとおり、事業者側の事情もあり、一律に進んでいくのは難しいところがある。ただ、県は総量規制基準の遵守を指導していく立場にあるので、引き続き指導を続けていきたいと考えている。

【井上部会長】

今回の部会で構わないが、県が示している COD272、窒素 323、りん 306 の業種のうち、排水水質の実態が上限値を上回っているから上限値としている業種がどの程度あるのか、資料を出していただきたい。具体的な業種が難しければ、数だけでも構わない。

【事務局】

今回の部会でお示しさせていただく。

(2) 報告事項

2022（令和 4）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
資料 3 について、事務局から説明があった。

< 質疑応答 >

なし

(3) その他

なし